京都原赐川条例

千年の都を流れる鴨川を、安心・安全で美しく親しまれるものとして次の世代に引き継ぐために、「京都府鴨川条例」を制定しました。



基本理念

鴨川・高野川の河川環境の整備と保全は、歴史と文化的価値を理解した上で、

①その継承

- ②自然的社会的環境との調和
- ③適正な利用調整
- ④府民協働の推進

を旨として行います。

適用範囲

- ◆ 一級河川 鴨 川
- ◆ 一級河川 高野川

具体的な施策・規制

安心・安全の確保

▶ 総合的治水対策の推進

府は次の施策を推進します。

- ①河川の適切な管理と改修 ③森林の適切な管理への支援
- ②流域の保水・遊水機能の保全 ④防災情報の提供と啓発

良好な河川環境の保全

▶ 鴨川環境保全区域

・鴨川環境保全区域を定めて、土地の形状変更行為等を規制しています(許可制)。違反者には罰則が科せられます。

▶ 良好な景観の形成

- ・河川区域内に工作物を設置する者 は景観に配慮するよう努めます。
- ・ 府は景観配慮のため、鴨川納涼床に 関する審査基準を定めています。
- ・府は河川に隣接する土地で工作物 を設置する人に景観に配慮するよ う要請できます。



快適な利用の確保

▶ 自転車等の放置禁止

一定区域での自転車と原動機付自転 車の放置を禁止します。

▶ 迷惑行為の禁止

一定区域での打ち上げ花火等、バーベキュー、自動車等の乗り入れを禁止し、全ての区域で落書きを禁止します。 違反者には罰則が科せられます。

詳しい内容は重而をご覧ください。





府民協働の推進

- ●鴨川府民会議……府、府民、事業者、京都市が河川環境の整備・保全に関して意見交換を行っています。
- ●鴨川四季の日……歴史・文化への理解を深める取組等を促進する契機とするための日を設けています。
- ●府民活動の促進···府は美化活動など自主的、自立的な府民活動への支援を行います。

条例の見直し

鴨川府民会議での意見交換の内容等を勘案し、適宜条例の見直しを行います。

鴨川・高野川では、 以下の迷惑行為が規制されています!

快適な利用のため、ルールを守りましょう!

至 鴨川起点



(北区雲ケ畑) (左京区大原) 柊野堰堤 庄田橋 志久呂橋 三字橋 花園橋 賀茂川通学橋 山端橋 西賀茂橋 松ケ崎橋 御蘭橋 上賀茂橋 馬橋 北山大橋 松ケ崎人道橋 高野橋 北大路橋 出雲路橋 蓼倉橋

出町橋

賀茂大橋

荒神橋 丸太町橋

二条大橋

御池大橋

三条大橋

四条大橋

団栗橋

松原橋

五条大橋

正面橋 七条大橋

塩小路橋

J R加茂川橋

九条跨線橋 東山橋

陶化橋

勧進橋

水鶏橋

御蔭橋

河合橋

Ш

京都府鴨川条例による 禁止行為・区域 凡例



自転車等の 放置禁止



バーベキュー 等の禁止



打ち上げ花火 等の禁止



自動車・バイク 乗り入れ禁止



自転車等の放置禁止

の区域では、自転車と原動機付 自転車の放置を禁止します。平成22年4月 からは京都市が放置自転車等を撤去・保管・ 処分しています。返還場所等は、撤去された 場所の付近に設置される看板や、京都市自 転車政策推進室ホームページをご覧下さい。



落書きの禁止

全域で落書きを禁止します。違反すれば罰金 (5万円以下)が科せられます。

自動車・バイク乗り入れ禁止

→ の区域では、自動車等の乗り入れ を禁止します。違反すれば罰金(5万円以下) が科せられます。





バーベキュー等の禁止

の区域では、バーベキュー等(火気を用いて食品 を焼く行為)を禁止します。中止命令に従わないときは罰金 (5万円以下)が科せられます。

また、他の区域でも、煙・臭い等で近隣住民の方々や、河川 利用者の迷惑になることがありますので、河川敷等での バーベキューはご遠慮下さい。



打ち上げ花火等の禁止

の区域では、近隣住民の方々の迷惑になり、ま た、他の河川利用者に危害を及ぼすおそれのある「打ち上げ 花火、ロケット花火、爆竹等」の使用を禁止します。中止命令 に従わないときは罰金(5万円以下)が科せられます。

使用を禁止する花火の種類

- 飛しょうすることを主とするもの(ロケット花火等) 打ち上げることを主とするもの(打ち上げ花火等) 爆発音を出すことを主とするもの(爆竹等)



鳥羽大橋